

支部ニュース

2011年5月 No. 450

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 Tel.03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 福島県の商工業者の営業被害について・・・・・・・・・・・・・・・・久保木亮介
- 福島第一原発事故関連の情報収集に役立てば・・・・・・・・河村 洋
- 闘いぬいた半世紀余・・・・・・・・・・・・・・・・濱口武人
- 「2011メーデー」 ～鶴見先生の想いをうけて～・・・・・・・・柿沼真利
- 九条の会東京連絡会「大学習会」のご案内・・・・・・・・島田修一
- 「6・9労働者国民の声を国会から締め出す比例定数削減に反対する
大集会 in 東京」 に団員・事務局がこぞってご参加を・・・・・・・・小部正治
- 6月多摩幹事会のお知らせ
- 4・20新橋駅前街頭宣伝&労働・生活相談会報告・・・・・・・・中川勝之
- 第25回憲法フェスティバルにぜひご参加下さい・・・・・・・・並木陽介
- 退任の挨拶
※退任のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・平松真二郎
※事務局次長退任の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・上原公太
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・田村優介
- 「城北法律事務所の個人的紹介」・・・・・・・・大川原栄
- 4月度幹事会議事録
- 2011サマーセミナーのお誘い
- ソフトボール大会の日程 10月28日に決定
- 日誌

福島県の商工業者の営業被害について

震災対策本部事務局長 久保木 亮介

はじめに

団の震災対策本部の事務局長をつとめています。支部の事務局からは、これまで実施した宮城県での被害調査活動の感想を、と求められたのですが、それは報告書（団のHPで見ることができます）等に譲ります。各地の避難所と被災者の困難な生活状況とともに、4月2日の宮城県石巻市・女川町の調査では津波と地盤沈下によって破壊された水産業の、4月24日の名取市の調査では田畑の海水（塩害）除去と農業の復興の、重要性を痛感しました。

ここでは、現在本部に至急の相談が寄せられている、福島県の商工業者の、原発事故による営業被害について述べます。地震・津波・原発と幾重もの被害に遭った福島をどうするか、福島の被災者にどれだけ寄り添えるか。団の震災対策の真価が問われる課題と思うからです。

以下、引用が多くなります。商工業者の利益擁護のため奮闘している全国商工団体連合会の意見・要求を、正確に紹介したいためです。農業・漁業被害に比しても、中小業者の営業費外については、賠償を認めさせる上で多くのハードルがあること、それが被害に遭った中小業者の将来不安を高めていることを、感じ取ってもらえればと思います。

「営業被害」の賠償・補償の要求

福島県では、福島原発周辺の避難指示地域だけで、約8千の企業・個人事業者が存在し、約6万人が働いています。うち30人未満が94.6%を占めており、小規模事業所が農業、漁業と結びつき地域の経済の担い手となっています。中小企業者の再生・復興なくして地域の復興はあり得ません。

福島の中小・個人事業者の仕事と生活は、原発事故によって奪い去られ、全く明日の見通しが立たない状態にあります。被害は避難指示地域内の業者にとどまらず、全県に及んでいます。ところが、中小業者の「営業被害」が原子力損害賠償の対象となるかどうか、どこまで賠償されうるかも未だ見通せない状況にあります。

全商連は、4月13日に東電に対し「福島原発事故にかかわる営業被害の賠償などについての要望」を提出しました。以下、その一部の引用です。

「国と東電は、出荷できない農産物や海産物について直接・間接の被害について賠償することを表明し、一時金の支払いも約束していますが、営業被害についてはいまだに検討中の域をでていません。東京電力は加害企業として当然の被害補償を行うことを表明し、被害企業が復興へ意欲をもって事業再建に取り組みをすすめられるようにすべきです。」

上記につづく具体的要望の幾つかを引用します（全商連HPに前文掲載あり）。

「事業所の賃貸料、什器備品・設備・船舶・車輛のローン代金などの固定経費、その他事業関係の借入金の返済は、東電が避難解除まで責任を持って返済すること。また、回収できなくなった売掛債権、廃棄となった商品代金などの損害の一定部分は直ちに仮支払いをすること。」

「避難地域以外の営業被害、風評被害、停電被害についての損害賠償について売上減少にともなう損害、返品、廃棄、キャンセル、イベントの中止、臨時休業の営業損害、経費負担などの特別損失など、放射能漏洩と因果関係の認められるものは対象にすること。」

「得べかりし売上高」の賠償では、再建できない

さらに全商連・福島県連は、4月26日、原子力損害賠償紛争審査会の委員へ、「営業損害の賠償についての指針についてのお願い」を提出しています。これは、審査会の出した「指針（案）」に対し、商工業者への十分な損害賠償という観点から、意見・要望を述べたものです。以下、長いですが引用します。

「営業損害の賠償方法は画一的なものとししないでください。

営業損害は、『減収分（出荷されなかったことに伴い失われた売上高から、支出されなかったことに伴い支出されなかった売上原価を控除した額）』『失われた売上高は、出荷制限指示等がなければ得べかりし売上高。原則として、販売予定価格×販売予定数量で算出。この場合、販売予定価格および販売予定数量は、収穫数量、出荷契約、作付面積、播種量等のほか、過去の実績、統計等を参考に、合理的な水準をする』とされると提案がなされています。

この算出方法は、農業にかかわる営業損害の補償についてのものと考えられますが、中小企業者の営業被害について同様にこの方式を適用することはできません。事業者の営業損害の実態を踏まえた算出方法の検討をお願いします。

また、この算出方法は、一定期間経過後元の場所に戻ることを前提にしていると思われませんが、戻れない場合の算出は別途考慮が求められます。

中小企業の場合、設備、備品など営業設備に一定の投資をし、長年の努力で暖簾と信用を守り、顧客を獲得し、営業の基盤を築くものですが、他の場所で『一からやり直す』ことになれば、投下資本はもちろん、すべての努力も水泡に帰する損失を被ることになります。従って、投下資本+労働の損害も当然賠償の対象にする必要があると考えます。得べかりし売上高の賠償では、再建を希望する業者の再建は不可能です。

したがって、賠償方法は一律のものとはせず、希望を踏まえた複数の賠償方法を示す必要があると考えます。」

救済の範囲について、機械的な線引きでは駄目

「30キロ圏内」あるいは「避難指示地域」であるか否かで、機械的な線引きにならないようにすることも、中小業者の賠償において重要なポイントです。4月26日の「指針についてのお願い」では、下記の指摘があります。

「特に中小企業者の場合は営業形態や実態が多様であり、一律的な基準の適用が難しいケースが多く見られます。『工事が途中で不可能になった』『せっかくとってきた契約が解除された』『圏外だが、主な取引先は圏内の業者』など損害の内容は、実に様々です。

被災地域で生産された商品には、安全性への不安が拡大し、観光業においても風評被害が広がっています。遠く離れた場所でも、『軒並み予約がキャンセルされた』旅館やホテルも少なくありません。お客がばったり途絶えた観光地もでています。被災地への輸送が断られるケースもあります。安全証明の添付が求められる場合もあります。

避難指示地域外であっても、福島県内では営業困難な実態が広がっています。」

因果関係の立証の負担軽減を

さらに、立証レベルでの困難さにも配慮を求めています。

「避難の継続など様々な事情により因果関係の立証も難しくなっています。このような事情下で、大量・迅速・円滑に賠償をすすめるためには、証明等を大幅に軽減・省略することが必要です。厳密な証拠書類の提出を求められると請求自体をためらうこととなる恐れもあります。専門家による援助も求められます。以上の点についても十分な配慮をお願いします。」

今後の団としての支援の取り組み

現地（福島）の中小業者からは、被害の全面賠償を実現するために、弁護士の力を借りたいという声が上がっています。

- 1、現地での説明会に大勢の弁護士が入り、中小業者の具体的な損害と要求の中身を掴むこと（具体的な日時・場所等は、追ってお知らせします）
- 2、東電に速やかに仮払いさせることで、中小業者の直面する生活破綻を防ぐこと。請求書の援助、仮処分や訴訟の代理人受任等（無論、福島の団員が中心になるでしょうが、被害者の多さに比べ、到底人手は足りないでしょう）
- 3、一方で、現行の原賠法と「指針」の下での、賠償範囲についての冷静な見通しの提示。他方で、現行法の狭い運用を突破し、全面賠償を実現するための運動の組織。中小業者と法律家の連携・連帯の強化。何もかも訴訟で突破できるわけではないということを踏まえた上で、何を本気でやるのかが問題だと思います。

マスコミの震災報道熱は、やがて引いてゆくでしょう。その下で、中小業者の被害が、ろくに議論もされないまま、いつの間にか忘れ去られてゆくという危険性もあると思います。そうさせないだけの運動を作るべく、対策本部として行動提起してゆきますので、東京支部の皆さんも是非加わってください。対策本部そのものへの参加も大歓迎です。

福島第一原発事故関連の情報収集 に役立てば…

原発問題担当事務局次長 河村 洋

既に福島第一原発事故に関する膨大な情報について収集、整理した優れたウェブサイトやメーリングリストが存在する中で、このような記事を載せることは、屋上屋を架すようなもの（しかも劣化版の）で、どれだけ意味があるのかわかりませんが、この記事が、そのような優れた情報源に達するための一助となるものと信じて稿を起こします。

（「原子」「崩壊」などの必要最低限の専門用語を理解するために役立つ本）

・瀬尾健『原発事故…その時、あなたは！』（風媒社）

この本の前半部分は扇情的ですが、後半部分の原発問題を考える上でおさえておくべき必要最低限の専門用語を解説した箇所は大変わかりやすいです。著者は原発反対派の科学者（京都大学原子炉実験所助手）です。

(放射線が人体に与える影響について)

- ・放射能対策基本情報ポータルサイト <http://aboutradiation.hiroshima-u.ac.jp/>
- ・「原発震災に係る法律業務を行うための基礎知識」 e ラーニング
(日弁連研修総合サイト) <http://kenshu.nichibenren.or.jp/home/>

放射線が人体に与える影響について、浅いかかもしれませんが、一応理解できます。

(福島第一原発の現状について)

- ・「原発震災に係る法律業務を行うための基礎知識」 e ラーニング (日弁連研修総合サイト)
<http://kenshu.nichibenren.or.jp/home/>

格納容器の設計を担当していた元東芝のエンジニアによる福島第一原発の現状についての見解が聞けます。

(震災関連の法律相談・制度運用の Q&A)

- ・「東日本大震災における労働・生活相談」 e ラーニング (日弁連研修総合サイト)
<http://kenshu.nichibenren.or.jp/home/>

本講座の講義資料において、震災関連の法律相談・制度運用の Q&A、通達等が掲載されている官公庁、団体、個人のウェブサイト等の URL がまとめられています。大変役立つ講義資料です。ここに掲載されている URL から芋づる式に必要な情報が掲載されているサイトにたどり着けるはずです。

(その他関連する政府機関・日弁連の URL)

- ・原子力損害賠償紛争審査会
http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1304882.htm

委員への配付資料・議事録の入手、傍聴の申込み等ができます。

- ・原子力安全委員会 <http://www.nsc.go.jp/>

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) のデータが公開されています。

- ・日弁連の一般及び会員ページ <http://www.nichibenren.or.jp/>

日弁連は、原発事故に関しても積極的に会長声明等を発表しており、また、会員ページでは、震災・原発事故に関する大変有用な研修会の告知を行っているのを見逃せません。

闘いぬいた半世紀余

代々木総合法律事務所 濱口 武人

はじめに

5年余り前に小脳出血で倒れた後遺症と高齢者特有の諸病状のため、今では活動の第一線から退き一般業務をそこそこ処理している私ですが、今回、編集部から機会を与えられたのを幸いに、一団員がこの半世紀余をどのように生き抜いてきたのか、その断片を語りたいと思います。ご一読願います。

1 軍国少年から戦後民主化の闘いへ

暮れ行くカラフトの山陰を見つめながら、発動機船の甲板に立ち、剣道の道具を肩に捲土重来を誓った軍国少年、それが私でした。1945年8月、真岡中学2年のときに敗戦を迎え札幌に引き揚げたのですが、戦後民主化の嵐の中で急速に社会主義への傾斜を強めて行きました。特に忘れられないのは、2・1スト中止を告げ「一步後退、二歩前進」を訴える伊井議長の声涙共にくだるラジオ放送です。それがアメリカ占領軍の圧力によることは余りにも明らかであり、私は胸を震わせて聞き入ったものでした。一時は民主化の期待を抱かせた占領政策は大きく右旋回し、弾圧の嵐が拡がって行きます。

公立中学は引揚者で満杯だということで、私の転校先に指定されたのは私立北海中学でしたが、それがその後の私の人生に決定的な影響を与えたと云ってよいでしょう。

北海中学は戦前から「自由と正義」「百折不撓」の校風を貫いてきた伝統を誇り、戦時中、教師・生徒を軍隊や軍関係諸学校に送るときも、軍歌ではなく応援歌の一つ「壮行歌」を唄ったと云います。その第一節には「自由と正義は母校の心、雄々しく起てよ北中健児」という歌詞があり、これを唄うため、日中戦争開始時の在校生たちが配属将校を欺くのに多くの苦労を払った事実が、最近明らかになりつつあります（敗戦当時の在校生が「自由」の意味を理解出来ていたか否かは別として）。

しかも、1920（大正9）年3月、あの野呂栄太郎が15期生として卒業しているのです。野呂は慶応大学予科に進学しましたが、在学中から革命運動に身を投じ、「日本資本主義発達史講座」発行の中心になる等の業績を残したものの、34（昭和9）年2月19日、特高警察のため非業の最期をとげています。「野呂先輩の遺志を継ごう。」これが民主化への道を駆ける私たちの決意でした。

北海校創設100年を記念して生徒通用門にも建立されている、「わだつみ像」の制作者本郷新も北中の卒業生です。

2 弁護士になるまで

私は、引揚げ後の家計が苦しく、そのうえ遅れて引き揚げてきた父が病身であるために、母が露天商をして生活を支えているのを心苦しく思っていたので、両親には内緒で就職希望を学校に提出していました。革命運動の歴史を見ると金属、印刷の労働者が大きな役割を果たしたと知り、札幌市内では大手と云われる金属、印刷関係の会社を幾つか志望先に選びました。

ところが、担任の教師がわざわざ私の家庭を訪ねてきて大学進学を熱心に説得し、そのと

きはじめて私が就職志望を出したことを知った母も進学を勧めてくれたので、どうにか北大に進むことになりました。

だから、私は、弁護士として労働事件に取り組むようになってからも、労働者諸氏と打合せなどをしながら、「俺は本当はこの人たちの中にいた筈なのだ。この人たちは俺の仲間なのだ」と、繰り返し自分に言い聞かせてきたのです。

大学進学後も私の運動は続きました。入学直後の5月には、占領当局に対する大衆的な抵抗として有名な「イールズ闘争」が起き、6月には朝鮮戦争が始まっています。

日本共産党が分裂し、中央幹部が公職を追放され、レッドパージが進行するという状況の下で、学生運動も大きな困難を抱えていましたが、それでも私たちは、真の「独立」と「反戦平和」を目指す闘いを止めませんでした。

私は教養2年のときに肺浸潤で喀血しましたが、症状が軽くなると活動に復帰し、また喀血する、ということを繰り返しました。だが、何が幸いするか判らないもので、そのために白鳥事件などの弾圧から漏れ、法学部をなんとか卒業出来たのでした。

3 司法修習生となる

肺結核発病という事態に直面して熟慮した結果、弁護士になり自由法曹団に入ろうと決意を固めました。だが、活動に明け暮れていたため法学の知識が身につけていません。そこで大学院に進んで学習を深めることにしました。私を指導してくださった今村成和教授と相談して決めた修士論文のテーマは、「労働委員会の司法審査をめぐる諸問題」というものでしたが、そのことが弁護士になってから非常に役にたったと云えるでしょう。

私は、10期の司法試験に合格したのですが、闘病のため司法修習生採用申込を1年遅らせ11期の人々と一緒に受験しました。ところが、私だけ採用通知がなかなか来ません。今村教授が親交のある最高裁裁判官に問い合わせてもらったりした結果、私の肺の断層写真を送り、ようやく採用通知が送られて来ました。しかしその喜びも束の間、追いかけるように、最高裁から修習地を「札幌」から「千葉」に変更するという通知が舞い込みました。白鳥事件係属を理由に札幌地検から異議があったというのがその真相のようですが、最高裁側の表向きの理由は「結核の病後にはオゾンの多い千葉が最適」というものでした。おそらく前代未聞の出来事だと思います。

11期は活動家を輩出し、団や青法協の講演会をもったり、寮や所内に「唄う会」を定着させたり、寮史上最初の「寮生大会」を開いたり、活発な行動をくり広げました。修習終了時に民主的な諸法律事務所と集团的会合をもつようになったのも、11期が最初だったと思います。

4 団員になってから

弁護士に登録したのは59（昭和34）年4月。同じ黒田（現・東京）法律事務所に入ることに決まっていた今井敬弥君と日弁連でバッチをもらっていたとき、「主婦と生活社に暴力団が来襲し、上条弁護士が閉じ込められているから、すぐ現場に向かうように」と電話連絡があり、車で駆けつけたのが「仕事はじめ」でした。

当時、東京では中小企業争議が燃え広がる一方、経営側は暴力団を導入し、ほとんど全域で激しい衝突が繰り返されていました。また、安保改定阻止の闘いや三池争議も全国を蔽って行きます。東京では各区で、その地域の中小争議を支えるために、地区労を軸に共社両党、諸民主団体を結集した「争議支援共闘」が生れ、それを基礎に「東京平民共闘」が組織されましたが、それは中央に生まれた「安保改定阻止国民会議」の東京版とも云うべきものでし

た。

登録したばかりの11期出身者是否応なしにこれらの闘いに参加し、接見に、勾留理由開示公判に、と連日駆け回りました。

そうした状況下で、3年程東京で修業してから札幌に帰るという私の当初目標は何処へやら、東京に定着せざるを得なくなっていく。そして、善明さんの衆院立候補を契機に、62年5月3日の「松本善明（現・代々木総合）法律事務所」開設に参画することになったのでした。

私は、メトロ交通、新宿教習所の長期争議を担当したのをきっかけにハイタク、運輸などの自動車交通産業の組合との繋がりを強める一方、東京、報知、山陽、西日本、毎日、朝日新聞等のマスコミ産業、全国一般、金属・電機関係、原研などの諸組合の労使紛争に係りました。三菱樹脂高野事件や東芝臨時工事件のように、守る会を主体に組合関係にも支持を拡げて行ったケースとも取り組んでいます。マスコミ関係では、組合の推薦で愛媛新聞や福井新聞等の経営側代理人となり不当競争との闘いを展開したこともあります。また、北海道を舞台に展開された反基地闘争の恵庭、長沼両事件の弁護団にも加わっています。

5 羽田事件弁護団の解散に至るまで

多くの公安事件にも加わりました。刑事弾圧事件対策、選挙干渉阻止のパトロール活動（善明初当選を勝ちとった67年総選挙の際、団員や救援活動家の有志も参加し、車を多数動員、「政治弾圧監視隊」のステッカーを貼り警察のパトカーを追跡した「人民パトカー」が最初）などを通じて、国民救援会との連携も深まりました。その中で、救援会東京都本部の幹部だった野呂未亡人塩沢富美子さんとお会い出来たのは幸せでした。

特に忘れられないのが「羽田事件」です。

60年1月16日、羽田デモで一般学生を含む79名が逮捕されました。これが「羽田事件」と云われるものです。

このデモについては、全学連も加盟していた安保改定阻止国民会議の統一を壊す極左的行動であるとして、弁護士の間でも批判の声が強かったと云えます。しかし、自由法曹団や総評弁護団が組織として弁護に当ることは難しいとしても、この行動を理由とする弾圧が安保闘争全体を押しつぶすために利用される恐れがあること、被逮捕者には純粋な意図で参加した一般学生が多く含まれていることなどを考え、国民会議を中傷誹謗しないことを条件に、有志が個人として弁護に当ることになりました。この条件には当時の北小路全学連委員長代理も同意したので、直ちに弁護活動がはじめられました。

弁護団代表は松本善明弁護士、事務局長には私が当ることになり、最初の弁護団会議で「弁護人が異なる見解を有していても、被疑者たちが獄中にある現在、対等の立場で議論することは困難であるから、当面は、国民会議を中傷誹謗しないという弁護条件を伝えるだけにとどめ、釈放に全力を集中する。議論は釈放後に行う」旨を申し合わせました。

この申し合わせのもと、約30人の弁護人が二百数十回に及ぶ接見や、裁判官、家族との折衝に奔走し、過労のため発病する者まであらわれました。

ところが、全学連側は、中央委や臨時大会でこのような弁護の実情を正しく伝えないばかりか、あたかも弁護団が彼らを支持しているかのように見せかけたのでした。

また、彼らの指導に当たっていた共産主義者同盟の機関紙1月21日付「戦旗」第3号は、この事件の弁護を拒否するよう総評弁護団を岩井総評事務局長がどうかつした旨虚偽の記事を掲載し、羽田事件弁護団がその取消を求めても無視し続けました。

勾留理由開示公判直前の2月18日、最後の保釈がなされて、被逮捕者79名（うち起訴22名）全員の釈放が実現しました。

そこで、公判対策のため弁護団が被告全員を招集したところ、1回目の出席者は4名、2回目は1名という有様であり、弁護団が出席を求めた全学連代表も出席せず、しかも、出席した延べ5名の被告も安保闘争の統一を守るという弁護団の見解を拒否する状態でした。弁護人の名を騙ってニセ電報を打ったり、無断で保釈条件に違反したりする事例も続出しています。

こういう諸事実を踏まえ、被告から誠実な協力を期待することが出来ないと判断した弁護団は、4月16日に解散声明を発表するに至ったのです。

その後ようやく、「戦旗」第29号は前記記事を取り消し、全学連中執も総評弁護団に対し「詫び状」を提出しています。

さらに、63年2月26日のTBSラジオ放送番組「ゆがんだ青春—全学連闘士のその後」と、週刊誌に掲載された東原吉伸の談話は、60年当時、全学連幹部だった唐牛、東原、篠原、小島らが、田中清玄ほか一部財界人、自民党幹部とむすびつき、また、東京地検検事正野村佐太郎、警視総監小倉謙、警視庁公安1課長三井脩らとときどき会って「フランクな話」をし、「なみなみならぬ温かい感情と同情心」を寄せられていたこと、その一部から数百万円の資金援助も受けていたことを、暴露したのでした。

6 忘れてならない高野山総会

69年10月25、26両日、高野山で団の全国総会が開かれました。中心議題の一つは「規約の改正」です。

幹事会は団規約第2条を次のように改正するよう提案しました。

「自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的とする。団はあらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう。」

これを理解するためには、若干、団の歴史を振り返る必要があります。

松川事件など占領下で発生した諸事件の弁護をめぐり、GHQの命令が出る前に団を解散すべきだ、という意見が、一部団員から提起されましたが、50年11月9日の団総会は圧倒的多数で解散動議を否決しています。

その際、新幹事会は団の目的を「いやしくも人権が蹂躪された場合には、被害者の階級、信条、所属政派等の如何に拘らず徹底的に擁護する」と規定するとともに、内外にむけて「圧迫された者の味方となって普く人権を擁護」することを宣明しています。

ここにいう「階級、信条、所属政派等の如何に拘らず・・・」という文言が、当時の反共分裂主義を否定することを主眼にしたものであることは明白です。

しかし、情勢は変転し、羽田事件のような極左分裂主義や毛沢東主義者による左翼分裂の横行など新しい事態が生れてきて、50年総会后自由法曹団がとってきた「圧迫された者の味方となる」という路線を、規約上も明らかにする必要が生じてきました。高野山総会に提起された団規約の改正は、このような新しい局面に即応し、「ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう」という姿勢を明確にしたものでした。

ところが、二人の団員からこの改正に異論が出されました。彼らは、共産党に支配されている団員たちは被疑者、被告らの思想信条を理由にして弁護を拒否したり入団を否定してい

るが、それは従来の団規約に違反している、と非難し、自らが反共主義者であることを隠そうとしました。

しかし、彼らが「思想信条による弁護拒否」と非難する「羽田事件」について云えば、真相は前述したとおりです。そのうえ、彼らの中には弁護人だった者がいないのに、事務局長であった私に何の問い合わせもしていないなど、立論の根拠が事実と反することが明瞭になって、総会では彼らに同調する意見はなく全く孤立し、圧倒的多数が幹事会提案に賛成したのでした。

その後の団活動の前進は、高野山総会のこの決議がいかに正しかったかを証明するものと云ってよいでしょう。

2011メーデー

～鶴見先生の想いをうけて～

北千住法律事務所 柿沼 真利

はじめに

今回、2011年メーデー(@代々木公園)に参加しました。今回、鶴見祐策先生のメーデーとご自身の事件活動などに関する文章を受け、私が、今回のメーデーの感想などを書かせていただきます。

ただ、実は、私、メーデーへの参加はまだ2回目で、しかも、弁護士歴も2年半と短いものです……。ですから、メーデーやご自身の事件活動などについて熱く語っていらっしやった鶴見先生のように、皆さんを満足させる読み応えある文章は、なかなか書けないとは思われますが、御了承ください。



1 東日本大震災について

(1) 労働者の権利実現のためのイベントであるメーデーであるが、今年のメーデーについては、このことに触れないわけには行かないであろう。

そう、3月11日以降の東日本大震災である。

東日本太平洋側で発生したマグニチュード9.0、最大震度7の巨大地震、波高10mを超え、内陸数キロに浸食してきた巨大津波、その後の福島第1原子力発電所の爆発・放射線漏れ事故、そして、これらによる人的・物的被害は、甚大なものとなっている。

多くの人たちが、自身の生命・健康、家族・親類・友人・知人、家・家財道具・日常生活用品・職業・地域社会共同体それ自体などの生活基盤、平穏な生活、その他財産、そし

て、その人をその人たらしめている多くの思い出・将来の夢・希望などを破壊され、失い、今もなお苦しい状況に置かれている。

また、これからも、この震災に関連する問題（放射線による生命・健康被害、風評被害、被災地経済の壊滅による経済活動の停滞、これによる労働者の解雇、会社倒産、失業、貧困など）によって苦境に立たされる人たちが多く現れるであろう。

- (2) 私は、つい3～4年前、2007年6月から翌08年6月まで、修習生として、1年間、福島県福島市に居住し、生活していた。福島では、多くの方々にお世話になり、かけがえない経験をしてきた。それゆえに、特に、今回の震災における被災地の人たちの苦境に心痛めている。

この状況で苦境に立たされている人たちのために弁護士として何かできないのか、そんなことを考えながら日々生活している自分を齒がゆく思っている。

今までできたことは、埼玉スーパーアリーナに原発事故による放射線汚染で避難してきた福島県双葉町の方々の法律相談ボランティア、東京武道館での被災者支援ボランティアに参加したことくらいであろうか。この時の相談で、被災者である相談者の方に対し、とりあえずのアドバイスはできたものの、その方々の抱える問題の本質的な解決ができていないことを痛感し、限界を感じた。

今回のメーデーにおいても、この未曾有の大震災の被災地支援、脱原発などが掲げられていた。私も、今後、まだ必ずしも具体的なものになっていないが、できる限り、この問題で苦境に立たされている人、これから立たされる人たちの救済に取り組みたいと思う。

- (3) また、今後、特に国による被災者支援において、必要不可欠な視点として、「われわれの共同体で起きた被害・苦しみを、国民全体で分かち合う」ということが挙げられると思う。

私は、東京大空襲訴訟の弁護団員であるが、同訴訟において、被告国は、戦争被害受忍論といって、国の存亡にかかわる戦争における被害は、等しく受忍すべきであるとして、国民に戦争被害の受忍（我慢）を強いる主張をしている（他方で、旧軍人・軍属に対しては、国により、手厚い給付が行われているのに・・・）。そこには、「共同体の一員の被害を、皆で分かち合う」という発想は全くなく、単に、「お国のためには、国民は、命をも差し出せ、戦争被害は我慢しろ。」というだけである。

また、私は、都立学校における日の丸・君が代強制事件訴訟の弁護団員であるが、同事件において、被告東京都は、教員らに対し、「とりあえず、形式的・表面的にでも、国旗『日の丸』に向かって起立し、国歌『君が代』を斉唱して、これらに対する敬意を示せ。それが愛国心だ。従わない者は排除する。」という人権侵害行為を続けている。

このように、わが国では、「公（おおやけ）」というものが、単に、「御上の言うこと、やることには、文句を言わずに従え。」という非常に薄っぺらい形で捉えられてしまっているところがある。これでは、「公共心」、「愛国心」の実態は、単なる「御上への屈服」、「奴隷根性」の強要に過ぎない。

しかし、「公（おおやけ）」の利益というものは、決してそのようなものではなく、むしろ、この共同体に生きる人間一人一人が尊重され、より良く生きることができ、そして、それを下支えするシステム（例えば、「個人の尊重」を中核として、国民主権、反戦平和主義、人権尊重を基本理念とする日本国憲法）を、大いに、そして、思う存分、活用することこそが、「公」の利益なのだと思う。あえて極端なことを言えば、国家とい

うシステムそれ自体は、あくまで、そこに生きる人々がより良く生きるための「手段・道具」に過ぎないと思う。

今回の国による震災被災者支援においても、このような視点を前提に、国民全体でその被害を分かち合うと言う立場から行うべきであって、間違っても、特定省庁・官僚・関連企業及びその経営者の利害関係・思惑や、政党間の政治的駆け引きなどによって歪められてはならないと思う。

2 修習給費制維持について

- (1) 次に今回のメーデーに参加して、注目した点として、司法修習生の給費制維持の活動を行っているビギナーズネットの存在があった。

皆さんご存じのとおり司法修習生の給費制は、本来昨年11月をもって廃止され、希望者に対する貸与制が新しく導入される予定であった。

しかし、上記ビギナーズネット諸氏の活躍や、その他多くの団体、個人の支援を受け、1年間だけ延長された。この活動を通じ、新64期司法修習生には、強い絆と活力が生まれたと思う。

だが、上記延長は、1年に過ぎない。また今年の11月までにこれを克服することが必要になる。

今回のメーデーにおいても、ビギナーズネットのメンバーである弁護士たちが、熱心に給費制維持を訴えていた。

- (2) そもそも、この給費制「廃止」の流れの背後には、「民間の私的な事業者に過ぎない弁護士の養成に、なぜ国の税金が使われるのか？」という考え方があると思う。これは、「公務員である裁判官、検察官については、その養成を国の費用で行うことに合理性が認められる。現在の法曹一元の養成は、見直されるべきである。」という考え方にもつながるものである。

確かに、弁護士は、「民間」の事業者ではある。しかし、その役割は、司法権の行使のあり方に大きく影響を及ぼし、わが国の主権者である国民の権利・自由の実現という重要な「公的利益」に強く関係するのであって、その養成には、「公的な負担」が必要であると考え。

- (3) そもそも、弁護士が、「民間」の存在であるのは、「公権力からの統制を受けずに、自由な立場から、権力の行使に対して、『ツッコミ』入れる存在」であることが求められるからである。このことは、わが国の民主主義というシステムをどのように捉えるのかということと密接に関連する。

この点、民主主義体制においては、国の政治的意思・基本政策は、最終的には、議会における多数決によって決められるのが原則である。しかし、民主主義の基礎は、議会における単純な多数決によって全てを決しさえすればそれでよい、という単純で乱暴な「数の論理」ではない。

民主主義の基礎には、その社会に多様なものの考え方・見方をする人が存在することを前提に、権力の行使に対し、「本当にそれでいいのか？こういう風にすべきでないの？」という「ツッコミ」を自由に入れることができることの保障が必要なのである。今回の原発事故に関しても、電力会社・政府による原発の安全管理体制の不備に対する野党からの「ツッコミ」を真摯に検討・実践すれば、これを防ぐことができたかもしれないので

ある。

そして、この、多様な立場からの「ツッコミ」として、司法における、弁護士の「公権力の統制に服さない立場」が重要なものになるのである。特に司法に違憲審査権の認められる日本国憲法の下においては、国民の権利・自由の保護・救済のための弁護士のツッコミ役は、重要度を増すのである。

このように、わが国の民主主義というシステム自体が、公権力の統制に服さない立場から公権力の行使に対してツッコミ入れる弁護士の存在を、強く必要としているのであり、弁護士は、「民間」の存在でありながら、重要な「公的役割」を担うのである。そして、それゆえに、弁護士を含む法曹の養成は、社会・国家の構成員に重要な公的利益をもたらすものとして、公的負担によって行われるべきであり、給費制の維持が求められるのである。

ところが、このような弁護士の養成が、公的負担によって行われず、その活動の経済基盤が不安定で脆弱なものとなれば、その公的役割を十分に果たすことが事実上困難となる場合があり、民主主義の重要な要素が破壊される危険が存在するのである（逆に、権力を現に所持し、これを行使している人たちから見れば、自分たちに都合が悪く、耳障りな「ツッコミ」を入れてくる弁護士たちを「黙らせる」ために、その弁護士たちの活動の経済基盤の不安定化・脆弱化をもたらす施策を、「一見もっともらしいお題目」を掲げて、行っていくことがあり得るのであり、常に注意・警戒が必要である。）。

すなわち、司法修習生の給費制は、民主主義の基礎から求められ、導かれるものであり、これを維持することは、民主主義の基礎を守ることにつながるのである。

- (4) このようなことから、今後、司法修習生の給費制、そして、ひいては、わが国の民主主義の基礎の維持という重要な役割を負うことになるビギナーズネットの活躍に期待する（私も微力ながらできる限りのお手伝いをしたいと思う。）。

3 最後に

今回のメーデーにも、あいにくの強風・曇天の中、沢山の方々が参加しており、活気を感じた。

特に私の所属事務所のある足立区の区長選挙の立候補者である吉田万三さんも参加しており、脱原発、医療・介護・福祉の充実を訴えた。吉田さんを見かけた労働者は熱烈に立候補を歓迎していた。仲間は本当にすばらしいと思った。私も吉田さんの当選のために頑張っていきたい。

そして、この、ムダに長々とした抽象論満載の文章に、最後まで付き合ってください、ありがとうございました。きっと、「いいこと」ありますよ、お互い（笑）。

九条の会東京連絡会「大学習会」のご案内

旬報法律事務所 島田 修一

大地震と大津波による膨大な被災者の発生、放射能汚染被害の限らない広がり、国民生活の計り知れない打撃など、今、この国は未曾有の非常事態に襲われています。この事態を通して、これまでの国づくりの問題点が浮き彫りとなり、原子力政策の破綻も明らかとなりました。被災者支援と地域経済の再建、国民生活の向上、原発政策の転換などに取り組むことが求められていると思います。

このような情勢を踏まえ、九条の会東京連絡会は「この国は抜本的に変えるしかない」として、5月20日に「大学習会」を開催することとしました。憲法第9条を正面に据えた昨年11月の「東京・9条まつり」に3千人が詰め掛け、9条をまもり憲法を活かすことこそこの国の展望があることを確認しましたが、この成果を更に推し進めていくため、現下の情勢をどう捉えるか、その情勢と9条改憲の関係を明確にし、改悪阻止のための適切な措置をとることが重要だと考え、「大学習会」を企画した次第です。

当日（規模250名）の内容は次のとおりです。是非、ご参加ください（チラシ参照）。

*横井久美子さんの歌「大震災で被災された方々に私たちの熱い支援の心が届きますように！」20分

*渡辺治さんの講演「大震災・原発事故後の日本の行方と私たちの課題」90分

また、東京連絡会は2012年6月頃に都内各地の九条の会に結集する人々が多数参加する交流会を、2013年秋には「東京・9条まつり」に匹敵する大イベントを企画しています。その交流会と大イベントを成功させるその準備の過程で「全ての小学校区に九条の会をつくる」課題も追求し（現在、1500の小学校区に300余）、揺るぎのない、根太い9条運動を東京で前進させていく準備をこれから進めていきます。5月以降毎月、最終月曜日（午後6時）に実行委員会を開きますので、団員の皆さん、ここにも参加ください。

「6・9労働者国民の声を国会から締め出す比例定数削減に反対する大集会 in 東京」に団員・事務局がこぞってご参加を

自由法曹団幹事長 小部 正治

6月9日（木）6時半から、中央線中野駅近くのゼロホール（1400名）にて、渡辺治一橋大学名誉教授の講演「大震災後の政治の行方―大連立、比例定数削減がねらうもの」と参加団体からの発言を中心とした大集会を、都内の多くの団体とともに、自由法曹団本部及び東京支部が実行委員会に参加して、開催されることが決まりました。是非とも団員・事務

局がこぞって参加していただきたくお願いいたします。

あたらしい情勢をつかんで

3月11日の東日本大震災にもかかわらず、比例定数削減をめぐる情勢は急激に変化し予断を許さない状況になっています。

それは3月23日の衆議院の「一票の格差」違憲であるという最高裁大法廷判決が契機となりました。違憲の理由は小選挙区に関してまず最初に全都道府県に1つの議席を配分する「1人別枠方式」が制定当時とはともかく現在では合理性がなく是正すべきというのです。解散権を確保するためにも、すみやかに、30を超える都府県で選挙区数の増減に伴う区割り変更が必要となりました。

すると、3月25日に民主党の幹部会合で、衆議院の区割り変更に乗じて80の比例定数削減案を今国会に提出すると決め、従来から議論されてきた参議院の40議席の定数削減とともに強行しようとしています。

多くの国民が大震災に関する避難所の対応や街・産業の復興、同時に福島第一原発の推移や原発事故による損害賠償問題などに注視している状況にもかかわらず、菅政権はどさくさに紛れて比例定数削減を推進しようとしているのです。

民主党は2大政党制を推進しようとする財界の後押しを受け、比例定数の80議席削減を選挙のマニフェストに掲げ、党大会などで菅総理や岡田幹事長が推進を表明してきました。消費税導入前にまず国会議員が身を削る必要があるなどとの口実で削減すべきとの動きが強まっていました。今度は大震災の復興の財源をも口実にしかねません。

さらに、政権から下ろされた自民党も震災復興の利権もあって大連立もあり得ますし、比例定数削減による議席占有率の増大という恩恵を民主党と同様に得るから賛成に回りかねません。

国会に出させない闘いを

衆議院の比例定数削減を阻止し、民意の反映する選挙制度を作ろうという声は国民から必ずや支持を得るでしょう。しかし、学習会や署名活動、自治体決議、院内集会など取り組まれてきましたが、大阪での1000人集会や埼玉県での署名活動などをのぞき、大きな運動に発展しているとは言えません。今こそ、反対の声を広げ、国会に出させない取り組みが必要です。

これまで、自由法曹団は、全労連、憲法会議、新婦人、全商連、農民運動、民医連、民青、全学連の9団体が共同して取り組んできましたが、今回は思い切って東京地評や都教組、東京自治労連、東京土建など東京段階の労働組合・民主団体の呼びかけて実行委員会方式で大集会を開催することとなりました。この集会をなんとしても成功させるためには、自由法曹団東京支部から300人を超える弁護士・事務局が参加していただくことが必要です。

この日は事務所を早じまいしていただき、こぞって集会に参加いただきたいと思います。同時に、各事務所で日頃からおつきあいしている地域の労働組合や民主団体にも広く声を掛けていただき、一緒に参加していただきたい。したがって、所員〇名、所外〇名と各事務所毎に具体的目標を定めていただければ幸いです（東京支部から具体的な指標が提起されるかも知れません）。大阪でできて東京でできないはずがありません。

日頃から取り組まれている日本航空解雇、社会保険庁分限免職、B型肝炎、日の丸君が代処分事件、違法派遣事件、貧困問題、アスベスト問題、保育園の民営化反対等の早期解決のためにも、比例定数削減を阻止し民意が反映する国会を作ることが極めて重要です。

同時に、地元の意向に添った被災地の復興を実現し、T P Pの策動を粉碎し、消費税増税を阻止し、沖縄米軍基地をなくすためにも、絶対に負けられません。

いろいろとお忙しいこととは存じますが、各団員に真剣な討議と積極的な参加を呼びかけます。



6 月多摩幹事会のお知らせ

支部では、多摩地域の団員にもできるだけ幹事会にご参加いただきたいと思います。また、多摩地域の諸問題についても取り組むべきであると考えて、できるだけ年に数回多摩地域で幹事会を開きたいと考えております。今年も、**6月22日午後2時からの幹事会は立川市女性総合センターで開催させていただく予定になりました**（地図参照）。昨年も多摩地域での立川支部本庁化問題に関連して、弁護士会の独立などについてもお話をいただきました。今年も引き続き本庁化問題についてご報告いただき、団支部としてどのように取り組めば良いか議論したいと思います。また、多摩地域での諸事件についてご報告いただいて、経験を深めましょう。多摩の皆様、よろしくお願いします。なお、終了後懇親会も予定しておりますので、そちらだけでもご参加いただける方はどうぞよろしくお願いします。



4・20新橋駅前街頭宣伝＆ 労働・生活相談会報告

事務局次長 中川勝之

支部総会後の最初の街宣＆相談会は飯田橋駅前を予定していましたが、大震災があり原発の影響も不明なころでしたので中止となりました。今回は支部の相談会に先立ち、本部が作成した「東日本大震災・雇用問題Q&A」をティッシュに入れて配布しましたが、マイク宣伝の内容が多様でした。住民本位の復興・生活再建のほか、地域主権改革反対、比例削減反対、あるいは近くの築地市場移転反対などでしたが、やはり耳を傾けていたと感じるのは大震災・原発問題でした。

新橋駅前では机椅子を置けないかもとの事前情報もありましたが、幸い干渉を受けることはありませんでした。SLを背にして宣伝相談体制にすれば良かったかもしれませんが、駅を背にしてあまりにも目立ち、風が強く14度と冷え、サラリーマンが多い場所柄か相談はありませんでした。



大震災に便乗したかのような地域主権改革関連法案の可決は絶対許せません。今期も旺盛に街頭宣伝と相談会を実施していきたいと思います。

次回は千葉幹事長の地元、五反田駅前にて6月3日（金）午後5時～7時です。奮ってご参加下さい。

第25回憲法フェスティバルにぜひご参加下さい

旬報法律事務所 並木 陽介

既に多方面で宣伝させて頂いておりますが、第25回憲法フェスティバルを5月28日（土）午後1時30分（開場：午後1時）から行います。

今年の目玉は、何と言っても「一枚のハガキ」です。

「一枚のハガキ」は、一つの任務を終えた兵士たちが上官のくじ引きで次の赴任地が決定されることから始まります。その日の夜、豊川悦司扮する松山啓太が戦地への赴任が決まった兵士からハガキを見せられ、自分が死んだらそのハガキを書いた妻に会いに行つて欲しいとハガキを託されます。そのハガキは、その兵士の妻から送られたもので、そこには「今日は お祭りですが あな



たがいらっしゃらないので 何の風情もありません」とだけ書かれていました。終戦を迎え、松山啓太がハガキを書いた兵士の妻を訪ねると…。

などとついつい書いてしまいましたが、これはほんのさわりですので、ご安心して見に来て下さい。この映画は、99歳の映画監督・新藤兼人氏の体験に基づいて作られているそうです。そのせいか、くじ引きという運で生死が別れる戦争の理不尽さと、戦争で家族が奪われていく女性の姿が迫力をもって描かれており、庶民・生活者の視点から今までにない形で戦争について考えさせられる内容です。



「一枚のハガキ」は、今年の8月に公開が予定されていますが、憲フェスでは、それに先駆けて特別試写会を行うことを考えました。さっそく配給会社である東京テアトルと接触するも、なかなか色よい返事をもらえませんでした。しかし、それで引き下がるわけにはいきません。何度もテアトルに赴

き、なんとか口説き落として特別試写会にこぎつけました！

苦労して獲得したからこそ、できるだけ多くの人に見てもらいたい。そんな思いで日々宣伝・普及に力を注いでいます。

憲フェスは、東日本大震災についても、できることをしようと議論しています。売り上げの一部を義援金とすることは前号で書きましたが、さらに議論を進め、毎年ロビーにブースを出して行っているロビー販売で、被災地の特産品を販売することも現在企画中です。

東日本大震災は、日本に大きな爪痕を残しましたが、これからは復興に向かって進んでいかなければなりません。この復興に当たっては、一人ひとりを大切にし、人権、特に生存権を保障し、平和を目指す憲法を精神を生かすことが必要です。

本番まであとわずかですが、憲フェスは少しでも憲法のすそ野を広げるべく、最後まで気軽に憲法に触れることのできる企画、楽しい企画を考えています。

ぜひ楽しみにしていてください。



退任の挨拶

退任のごあいさつ

城北法律事務所 平松 真二郎

2009年4月号の支部ニュースに「事務局次長って何をするの？」という事務局次長就任のあいさつを掲載しました。それから2年、一応、事務局次長を務めて来まして、このたび退任することになりました。

就任の際には「こんな私に、次長を務まるのか不安ではありますが、いてもいなくても同じ、「盲腸」と言われぬよう努めていきたいと思っております。」と申し上げておりました。実際にも、治安弾圧問題を担当していましたが、青少年健全育成条例改定問題など団支部として取り組みをつくることができないまま拙速な改定を許してしまうなど、十分に役割を果たせなかったのではないかという思いがあります。

至らない点ばかりであったことと思いますが、支部の皆さんに支えられて2年間を過ごすことができました。ありがとうございました。

事務局次長退任の挨拶

東京合同法律事務所 上原 公太

短い期間でしたが、大変お世話になりました。幹事会や事務局会議などでの議論や活動に接し、団支部における活動内容を具体的に把握する良い機会となりました。勉強させてもらった手法や発想などを、ぜひ今後の弁護士活動に活かしていきたいと感じています。

新人紹介

城北法律事務所 田村 優介

今年1月より、城北法律事務所に入所しました、田村優介と申します。修習期は新63期です。

昨年、修習生の時、初めて団の5月集会に参加させていただき（といっても修習中ですので、土曜日のプレ企画だけだったのですが...）、プレ企画の段階ですらその勢いに圧倒されました。本企画での討論の充実ぶり、そして、懇親会の規模は本当にすごい、と事務所の先輩から聞きまして、今年の5月集会にはフル参加する予定ですので、非常に楽しみにしております。

私個人の話をしますと、まず、出身は石川県金沢市です。大学から東京に出てきて、ロースクール、修習地も東京でしたので、東京に住んで10年になります。

大学では、文学部で社会心理学を専攻しており、未修コースで法科大学院に進学した、他

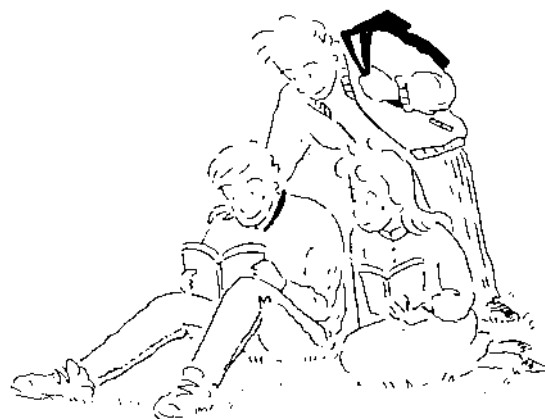
学部出身者です。大学のころから、社会と人の心理の関係性に興味があり、人が過労に至ってしまうメカニズムや、雇用形態の選択過程などに興味を持っていました。学部で少し勉強しただけなので専門的なことはさしてわかっていないのですが...

過労問題、非正規雇用問題に関心があり、社会心理学の方面から、そういったことを研究したい、という気持ちもあったのですが、ちょうどその頃ロースクール制度が始まったことから、弁護士として労働問題に取り組みたいと思い、ロースクールに進むことにしました。

弁護士として、現場で、実際に困っている人を助けながら、さらには抜本的に日本の労働問題を改善できるような運動などもできたらいいな、と野望を抱いています。

弁護団事件としては、事務所に入ってからすぐに、B型肝炎弁護団に参加させていただき、議員要請など、普通はなかなかできないような経験も、弁護士になりたての段階でさせていただきました。

とはいっても、まだまだ右も左もわからず、新鮮な毎日を過ごしている状態ですが、せいっぱいがんばっていきたいと思っていますので、今後ともなにとぞよろしくお願いします。



「城北法律事務所の個人的紹介」

城北法律事務所 大川原 栄

城北法律事務所は、東京北部（豊島区、練馬区、板橋区）を「シマ」とする地域事務所であり、同時に複数の全国規模弁護団事件の中核事務所でもある。現在の弁護士在籍数は22名であり、団・青法協系の事務所としては大型事務所と言えようか。私が入所した1992年当時の弁護士在籍数は、元衆議院議員であった青柳盛夫先生を筆頭に15名であり、現在はその約1.5倍の規模になった。その当時在籍した弁護士で現在も事務所に残っている弁護士は私を含めても6名であり（その一人が菊池自由法曹団団長）、私が入所した以降の弁護士数が16名を占めるという若い事務所になっている。

城北の「シマ」自体は当然のことながら拡大していないが、そのような状況下で何故に事務所は拡大してきたのだろうか。

結論から言えば、意識的に事務所拡大路線を追及してきた結果だと思う。司法改革の一つである弁護士増員論の以前から、団や青法協の理念を実現するためには事務所規模を拡大することが不可欠であるとの共通認識の下に、可能な範囲で新人弁護士を積極的に採用してきたことによる。

人権課題を含む諸問題を積極的に担う後継者の育成問題は、その理念論・方法論の議論と同時に、最終的には集団事務所・個人事務所を問わず、各事務所がどのように自分達の事務

所を発展させていくのかという具体論に集約されなければ、机上の空論にすぎないからである（私の個人的見解）。

今後、弁護士増員数について一定の抑制があったとしても、弁護士数がそれなりに増加することは避けられない事実である（私自身は「依頼者（国民）の視点」から考え弁護士増員を積極的にとらえている。）。そのような中で、団がその理念をどのように実現していくのかは、団自身の活動のみならず、各弁護士の活動スタイル、そして事務所のあり方そのものにかかっていると思う。例えば、城北法律事務所の将来像がどうなるかは、事務所の主力である若手が決めていくことであるとしても、所の将来像は必然的に団の将来像の一部と重なるということである（仮に所が衰退すれば、当然にそれが団の将来像の一部にもなる。）。シビアに言えば、このことは団を構成する全ての団員・事務所に共通することであり、決して他人事ではない。

所内には、事務所の将来像についていろいろと議論はあるが、私個人としては、更に規模を拡大する中でスケールメリットを生かし、地域の問題、人権課題、社会的諸問題に積極的に取り組むことが「売り（＝ブランド）」になる事務所を是非とも目指して欲しいと強く願っている。

在籍弁護士数30名、50名、100名の「大規模・人権ローファーム」の実現である。社会的諸問題に本音で我が事として積極的に取り組む弁護士であれば、通常の事件を大事にするのは当然だからであり、依頼者はそのことを真剣に話せば必ず理解してくれるはずだからである。

2011サマーセミナーのお誘い

毎年恒例夏の学習企画「サマーセミナー」のご案内です。今年も、下記の要領で日常業務を離れて事象の本質に迫る気迫で勉強しましょう。「知は力なり」と申します。

今年の企画の一つは「都政を経済から考える」ために、東京大学大学院教授の醍醐聰先生をお迎えして、東京都の経済を分析し問題点を探り、今後の目指すべき東京の姿を「財政面から」考える、という、通常我々が苦手とする経済問題を取り上げたいと思います。財政分析手法を理解できれば、相手方企業分析にも使えるかも…などと多少の欲目もあったりしています。

もうひとつの企画は、やはり今年の大震災からのテーマは外せないと考えています。特に原子力発電所問題については、我々としても今後どこまで考えてゆくべきかを議論したいと思っています。そこで、この問題について大震災以前から政府に対し福島原発の安全性に疑問を突き付けてきた、吉井英勝議員(日本共産党)においでいただいて、原発問題の現状と今後のエネルギー政策などについてお話いただくことをお願いしました。現在原発問題については、与野党通じて「この人が第一人者」と誰もが認める吉井議員に、エネルギーについての「この国のかたち」を語っていただき、議論したいと思っています。多数の団員のご参加をお待ちしています。

日時 2011年8月26日(金) 午後1時～
27日(土) 午前12時
場所 熱海リゾートピア(地図参照)
予算 17,000円程度を予定



第23回ソフトボール大会の日程 10月28日に決定！

第23回ソフトボール大会の日程が、10月28日（金）に決定しました。
場所は、去年と同じ大井ふ頭中央海浜公園です。雨天中止の場合、11月11日（金）を予定しています。
詳細は、9月に発表します。みなさん、優勝めざし、今から、トレーニング？



4 月度幹事会議事録

参加者 12 名

1 6 月多摩幹事会準備

吉田団員から報告：現在では立川支部の本庁化問題が大きな問題、その他にも各団員からの事件報告などを行いたい。時間はどの程度割り振れるか。

→震災関係などの討議もあるので、1 時間程度を多摩地域の議論に使いたい。

2 震災報告

東京武道館・ビッグサイトからの退去、赤プリへ、その後も数ヶ月で移動させられる
30 キロ件であれば優先的に都営住宅等へ、20 キロは強制退去

北千住は相談に行っていたが、あまり法律相談という感じではない。相談の質は変化
残してきた財産から仕事、学校・進学などへ。登録弁護士が日とともに減少、集約が減る
が相談数が減っている。

3 福島原発

原子力委員会等のサイトで報告がされている。調査結果が随時報道されている。放射線量が
風向きで原発から北西に向かって福島から南下する。スピーディー参照

子どもの戸外での活動は年間 20 ミリシーベルトを基準にするが、これまでは 1 ミリシー
ベルトだったはず。

東京の放射線量計測…核種別で放射線量が違う、差し止め訴訟のためには原子力工学的な知識の
必要性…文献でわかる範囲を超えて法律家として理解するには専門家の支援が必要

4 比例削減の訴え

6.9 集会の渡辺講演に期待。

情勢の変化：民主のマニフェストで「無駄をなくす」経済再建のため「身を削る」後に消費
税導入、加えて「一票の価値」の最高裁判決（別枠制はすでに不合理で違憲）—そのついでに
定数削減をと狙う

衆議院も高裁判決で違憲不平等と言われる。両院とも違憲状態は初めて

1 票の価値是正は逆らいがたい。

現行投票制度は違憲な制度だから改正しなければ動けない：自民・、民主が同意しているので、
国会に法案があがると通ってしまう。

→大阪に続いて 6 月 9 日に集会を開催する。団支部で 300 といわれている。各事務所ごと
で事務所目標を出して、達成させたい。→5 月 1 日メーデーでのビラまき

5 9 条の会講演の宣伝

5 月 20 日 9 条の会東京連絡会、6 月 4 日の 9 条の会講演会へのご参加を

6 サマーセミナーの講師問題

醍醐先生：都政の経済的分析…今回の地震を踏まえて、経済面から今後の都政・国政の
あり方を考える

原発関係の講師をどうするか…原子力工学の専門家

チェルノブイリの被害状況や、今後の危険性など概括的な話ができる人がいないか

4 月 10 日浜岡原発の原告団が会議した、6 月提訴で関東圏で申立人をつのる予定。

8 月だと原子力政策についての方向性が見えてくるのだと思う。吉井英勝？

原子力の知識だけでなく政策面を加味するとなると政策通である吉井さんはアリ。

頼んでみる→ダメならまた考える

場所は熱海で実施（東京から1時間）…池田以外にあるか？リゾーピア？

7 街頭宣伝報告

新橋で実施。駅前でSL側に机向けて実施した。干渉はなかった。ティッシュに大震災の雇用問題Q&Aを同封した。震災問題，雇用問題，比例削減，築地問題など宣伝した。相談は0だった。事前にハローワークにチラシを出したりすることも工夫すべき。東京でも震災問題が雇用や生活に影響出ている。

相談のために配るというより，団の存在を知ってもらうことを考えている。話すとすれば，団のあり方などもよいかと思う。

（問題点）目的がはっきりしない、相談するには落ち着かない、団の存在のアピールとしても、駅前で動いている人にどう受け止められるか、宣伝効果を考えたい。…このような活動をやっている団体として目に見えることも必要ではあろうか。今後検討する。

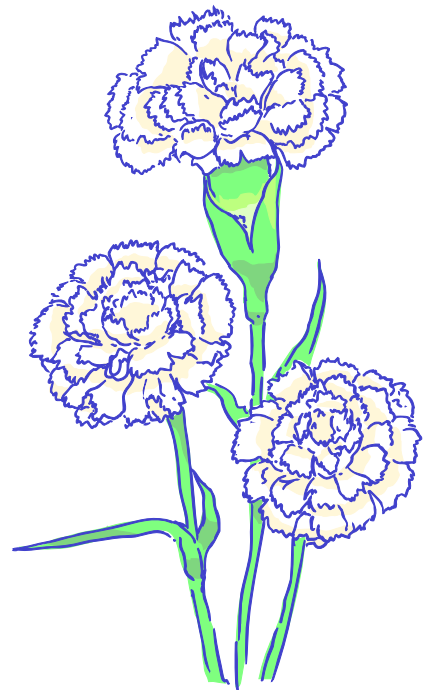
五反田駅前にはユニクロが突如店を作ったので、宣伝が難しい。どうするか。実地見て考えるか。次々回7月22日午後5時から7時 北千住前を予定

その次9月21日午後5時から7時 浅草を予定→場所は？

8 築地市場問題

東卸理事長選挙…知事選後の様子見状態，公金支出の問題

9 若手学習会 7月27日に実施，幹事会は3時～5時，5時30分から2時間で実施。



日誌 4月8日～5月10日

4月 6日 「都教委の教員処分に強く抗議し、すみやかな処分撤回を求める」

声明を団・支部が連名で発表（団・支部のホームページで掲載）

※支部ニュース4月号掲載の文書は、未訂正の文書です。

8日 団 90 周年記念実行委員会

10日 都知事選挙、一斉地方選挙①

11日 比例定数削減対策本部

12日 東京共同センター9の日宣伝

13日 6.9集会実行委員会、労働問題街宣

15日 弾圧対策会議

16日 本部常任幹事会

20日 6.9集会実行委員会、新橋駅前街宣

24日 団拡大震災対策本部（仙台）、一斉地方選挙②

25日 東京共同センター幹事会

27日 弾圧対策会議、支部幹事会・支部事務局会議

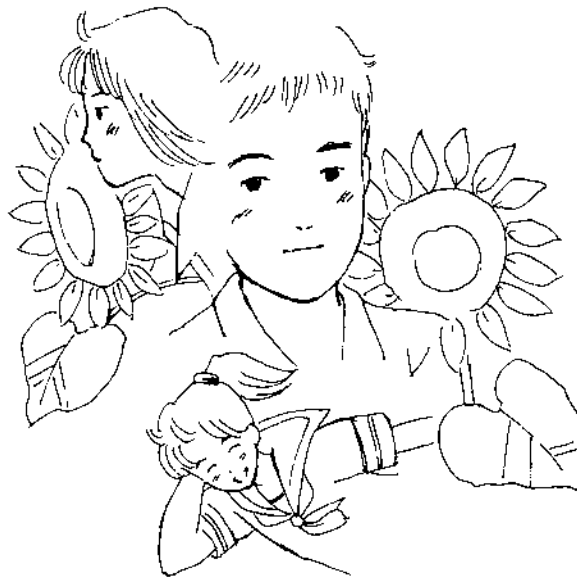
30日 団拡大司法問題委員会

5月 1日 メーデー

6日 団震災懇談会・震災対策本部（郡山）

9日 共同センター9の日宣伝、団衆院比例定数削減反対対策本部

10日 団 90 周年記念実行委員会



先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。

◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き（団体割引25%）です。

◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。

NEW! ◎所定の精神障害（うつ病等）も補償の対象になります。

【保険料表】

（スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・

保険期間1年・1口保険料単位：円・保険金額10万円）

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償について、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続することが出来ます。（通算支払1,000日まで）

◎最高89歳まで継続が可能です。（新規のご加入は満69歳までとなります。）

◎半年払（1月・7月払込）は、月払より更に6%以上保険料が割安です。

対象期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	820	4,600	990	5,560
30～34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35～39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40～44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45～49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50～54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55～59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60～63才	2,410	13,560	3,420	19,240

※上表は平成22年12月20日以降加入時（中途加入を含みます。）の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

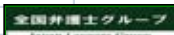
TEL 03(3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349) 3240



<http://www.zenben.org>

SJ10-07776（平成22年11月5日作成）